⑸　通勤距離が片道四十五キロメートル以上五十五キロメートル未満の者	三万二千三百円	二万八千円
⑹　通勤距離が片道五十五キロメートル以上の者	三万八千七百円	三万千六百円

2　この政令は、令和七年十一月二十日から施行する。（附則第一項関係）

◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十一号）（経済産業省）

1　改正の内容

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第七条第一項に規定する経営発達支援計画の認定等に関する経済産業大臣の権限の一部について、経済産業局長に委任する。（第三条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三百八十二号）（経済産業省）

1　千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一４・１に規定する処分を行うために輸出される同附属書一１・７に規定する二酸化炭素を含んだガスについて輸出の承認を要することとする。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。（附則関係）

◇環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百八十三号）（環境省）

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十四号）（環境省）

第１　環境影響評価法施行令の一部改正

１　環境大臣が環境影響評価に係る書類等を公開することができる期間を定める。（第一条関係）

２　環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行う。（第一条関係）

第２　電気事業法施行令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の改正を行う。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（条約第十一号）（外務省）

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施すること等を約束することを規定している。（第一条関係）

2　「締約国」、「主管庁」、「証明書」、「証明書を与えられた」、「機関」、「事務局長」、「漁船」及び「海上航行漁船」の用語の定義について規定している。（第二条関係）

3　この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用することを規定している。（第三条関係）

4　締約国は、この条約を十分かつ完全に実施するためにとった措置に関する報告等の情報を事務局長に送付することを規定している。（第四条関係）

5　漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であって締約国の間において効力を有するものは、この条約が適用されない漁船員等について引き続き十分かつ完全な効力を有すること等を規定している。（第五条関係）

6　漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証明書を与えられることを規定している。（第六条関係）

7　締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者の能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続並びに当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設けること等を規定している。（第七条関係）

8　漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服すること等を規定している。（第八条関係）

9　締約国は、この条約の目的を推進するため、機関と協議し、技術援助を要請する他の国に対する支援を促進すること等を規定している。（第九条関係）

10　この条約の改正、署名、批准等、効力発生、廃棄、寄託者及び用語について規定している。（第十条～第十五条関係）

11　附属書

⑴　一般規定として、用語の定義、規則の適用、証明書及び裏書、監督手続、情報の送付、資格証明の制度の運用、証明書の承認、経過規定、医療上の基準等について規定している。（第一章関係）

⑵　船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明について規定している。（第二章関係）

⑶　全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練について規定している。（第三章関係）

⑷　当直について規定している。（第四章関係）